

「損害保険研究」投稿要領

公益財団法人損害保険事業総合研究所

「損害保険研究」は、損害保険およびリスクマネジメントならびにそれらの関連分野に関する理論および実務の専門誌です。

本要領に従って奮ってご投稿ください。

I. 「損害保険研究」の発行月、投稿締切等

毎年度、5月、8月、11月および翌2月の4回、各月25日に発行しています。

投稿は、各発行月の4か月前の月（1月、4月、7月、10月）の中旬まで受け付けています。

II 投稿区分

次の4種類の論稿（未発表かつ他誌紙に未投稿のものに限ります。）の投稿を受け付けています。

1. 査読申請論文
2. 研究論文
3. 研究ノート
4. 判例評釈

査読申請論文については「査読申請書」を、それ以外については「投稿確認書」を各々当研究所 Web サイトからダウンロードして入力の上、原稿に添付してください。

1. 査読申請論文

査読申請論文が「査読論文取扱規定」（後掲）に基づく手続きを経て「査読基準」（次掲）を満たすと判断された場合には、「査読済み論文」として掲載します。

「損害保険研究」査読基準

以下のすべてを満たす査読申請論文を「査読済み論文」と明記して掲載する。

1. 損害保険もしくはリスクマネジメントまたはそれらの関連分野の研究として、独自性・独創性・新規性（オリジナリティ）のある見解を示すものであって、同分野の研究成果の蓄積に貢献するものであること。
2. 当該研究に関する主要な先行研究を正しく踏まえた研究であること。
3. 既存見解と独自見解とが区別して論述されていること。
4. 事実および論理に誤りがないこと。また、評価および論理が明瞭で分かりやすく、かつ、一貫していること。
5. 事実および既存見解について、その出典または引用文献が正しく明示されていること。
6. 未公表の内容であること。

2. 研究論文

損害保険もしくはリスクマネジメントまたはそれらの関連分野に関する学術的または実務的な研究または調査の成果を表す論稿で、新規性、独自性等の要素が評価されたものをいいます。

3. 研究ノート

研究論文の準備段階と位置付けられるものまたは主として実務的な調査等の成果を表す論稿をいいます。

4. 判例評釈

特定の判例を研究、評価する論稿をいいます。ただし、「損害保険判例研究会」の「損害保険判例研究」を除きます。

III 原稿の審査

投稿された論稿は、最初に編集室において予備審査を行い、次に編集委員会において内容を審査します。

1. 査読申請論文

査読申請論文については、「査読論文取扱規定」（次掲）に基づいて審査します。

査読論文取扱規定

(a) 査読

- ① 査読は、「査読基準」に従って、査読申請論文が学術誌掲載論文として十分な水準に達しているかどうかを判断するものとし、査読結果およびその判断根拠を別途定める査読票に記載するものとする。
- ② 査読結果は、「採用」、「修正のうえ採用」、「大幅に修正のうえ採用」または「不採用」の4区分とする。
- ③ 査読結果が「修正のうえ採用」または「大幅に修正のうえ採用」である場合には、修正すべき内容を査読票に付記するものとする。
- ④ 査読結果が「不採用」である場合には、不採用の理由を査読票に付記するものとする。

(b) 編集手続

- ① 査読申請論文が査読申請書を添えて提出された場合には、編集委員会は、すみやかに論文確認を実施し、査読に付すかどうかを検討する。
- ② 経験的方法による論文については、編集委員会は、投稿者に対して、質問票、集計結果、リストなどの資料の提出を求めることができる。この求めに投稿者が従わない場合には、編集委員会は、査読に付さないことができる。
- ③ 編集委員会は、査読に付すと判断した場合には、当該論文に近い研究領域を持つと思われる者の中から査読委員2名を選出する。
- ④ 編集委員会は、査読委員の氏名を明らかにしてはならない。
- ⑤ 編集委員会は、投稿者の名を伏せて、査読委員に査読を依頼する。
- ⑥ 編集委員会は、査読委員に対して、編集委員会が指定する期日までに査読を実施し、査読結果およびその判断根拠を所定の査読票に記入して編集委員会に回答するよう依頼する。期日までに査読票が提出されない場合には、編集委員会は、別の査読委員を選出して査読を依頼することができる。
- ⑦ 査読委員2名の査読結果が「採用」で一致した場合には、編集委員会は、査読申請論文を査読論文として掲載する。
- ⑧ 査読委員のうち1名でも査読結果を「不採用」とした場合には、編集委員会は、査読申請論文を査読論文としては採用しない。

- ⑨ 査読結果が「修正のうえ採用」または「大幅に修正のうえ採用」の場合は、編集委員会は、投稿者に対して、査読結果に付記された修正すべき内容を示し、査読委員の指摘を反映してどのように論文を修正したのかを明示する対比表とともに、修正した論文を指定する期日までに再提出するよう求める。
- ⑩ 修正した論文が提出された場合には、編集委員会は、当初の査読委員に再査読を依頼する。
- ⑪ 再査読の場合、査読委員による再査読結果に応じて、編集委員会が採用または不採用を決定する。
- ⑫ 査読論文としての採否に関して投稿者に異議がある場合には、編集委員会に対する書面による意見陳述を認める。ただし、採否は、編集委員会が決定する。

(c) 原稿料

査読申請論文に対しては、原稿料を支払わない。査読論文として不採用となり、研究論文として掲載した場合も同様とする。

2. 研究論文、研究ノート、判例評釈

掲載の可否および掲載する場合の区分を編集委員会が決定します。

IV 執筆要領

1. 原稿枚数とファイル形式

- ① 当研究所 Web サイト掲載の専用書式ワードファイルをダウンロードして入力してください。この専用書式は、雑誌の刷り上がりとはほぼ同じ体裁です。
- ② 注記は、頁脚注とします。
- ③ 図表については、専用書式ファイルに配置するとともに、別途、エクセルファイルでもご提供ください。
- ④ 図表を含めて 24 頁を上限とします。

2. アブストラクトとキーワード

論稿本文の冒頭に、アブストラクト (400 字以内) とキーワード (3 語) を記載してください。

3. 文献等の表記方法

日本保険学会の「保険学雑誌 出典表示方法および参考文献作成原則」に準じます。<http://www.js-is.org/wp-content/uploads/2011/06/reference.pdf>

4. 謝辞の記載

謝辞の記載は、認めないものとします。ただし、研究助成を受けている論文については、その旨を記載することができます。

5. 原稿の送付方法

本文および図表の原稿ならびに「査読申請書」または「投稿確認書」を e-mail に添付して後掲のメールアドレスへ送信してください。すべて、ワードファイル（図表についてはエクセルファイルも追加）にてご提供ください。

6. 校正

執筆者の校正は、原則として再校までとします。

7. 原稿提出および照会先

公益財団法人 損害保険事業総合研究所 「損害保険研究」編集室 澤本百合
電話：03-3255-5513 E-mail：y.sawamoto@sonposoken.or.jp

V. その他

1. 著作権について

投稿論稿の著作権は、執筆者に帰属します。ただし、「損害保険研究」に掲載された論文を他紙誌または Web サイト等に転載する場合は、事前に当研究所にご照会ください。

また、「損害保険研究」掲載論文については、次のことをあらかじめご了承ください。

①当研究所がアーカイブ化などの複製を行い、当研究所または論文データベースの Web サイトに掲載すること。

②当研究所がアブストラクトを報道機関に提供し、報道機関がこれを新聞等に掲載すること。

2. 抜刷り

30 部まで無償で提供します。

3. 原稿料の支払い

掲載論文については、当研究所の規定により原稿料を支払います。なお、「査読申請論文」として投稿された論稿については、原稿料を支払いません。

以 上